

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の説明書

外務省

目次

	一	概説	一
	1	協定の成立経緯	一
	2	協定締結の意義	一
	3	協定締結により我が国が負うこととなる義務	一
	4	早期国会承認が求められる理由	二
	二	協定の内容	二
	1	用語	二
	2	目的	二
	3	適用	二
	4	国際法及び他の国際文書との関係	三
	5	国内における統合及び調整	三
	6	協力及び情報の交換	三
	7	港の指定	三
	8	入港のための事前の要請	三
	9	入港、許可又は拒否	三
	10	不可抗力又は遭難	三
	11	港の使用	三
	12	検査の水準及び優先事項	四
	13	検査の実施、検査の結果及びその送付	四

14	情報の電子的な交換	四
15	検査官の訓練	四
16	検査の後の寄港国の措置	四
17	寄港国における訴えに関する情報	四
18	旗国の役割	四
19	開発途上国の要請	四
20	紛争の平和的解決	五
21	非締約国	五
22	監視、検討及び評価	五
23	最終規定	五
24	附属書	五
三	協定の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 協定の成立経緯

従来から国際社会は、海洋生物資源の持続可能な利用を確保するため、地域的な漁業管理のための機関（以下「地域漁業管理機関」という。）により採択された措置を含む様々な保存管理措置を講じてきた。一方、このような保存管理措置を遵守しない等の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）が海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威になっている。このため、従来からの措置に加え、IUU漁業に従事した船舶に対して、寄港国が入港の拒否等の措置（以下「寄港国の措置」という。）を講ずることの有効性が国際的に認知されるようになった。このような背景から、国際連食糧農業機関（以下「FAO」という。）の枠組みの下で平成二十年（二千八年）六月から平成二十一年（二千九年）八月までに四回の政府間協議が行われ、同年十一月にローマで開催された第三十六回FAO総会において、この協定が採択された。

2 協定締結の意義

この協定は、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、IUU漁業に対する効果的な寄港国の措置の実施等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国の漁業の安定した発展を図るとともに、責任ある漁業国としてこのような目的に積極的に協力するとの見地から有意義であると認められる。

3 協定締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 入港を希望する船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に、当該船舶が、関連する地域漁業管理機関により採択されたIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事した船舶の一覧表（以下「IUU船舶の一覧表」という。）に含まれている場合）には、当該船舶の入港を拒否すること。
- (2) 入港した船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること。

(3) この協定が定める基準に従い、特に自国に入港した船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある場合には、当該船舶を検査すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、平成二十八年（二千十六年）六月に効力を生じ、平成二十九年（二千十七年）二月一日現在、四十一箇国及び欧州連合が締結するに至っている。この協定が我が国の漁業秩序の維持の観点から重要であること、IUU漁業対策の実効性を確保する上でこの協定の下で国際社会が連携して寄港国の措置を実施することが不可欠であること、及び責任ある漁業国として我が国がIUU漁業対策に引き続き積極的に取り組む姿勢を内外に示す必要があることから、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す五の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 用語（第一条）

この協定上の用語（「保存管理措置」（海洋生物資源を保存し、及び管理するための措置であつて、国際法の関連規則（条約に反映されたものを含む。）に適合するように定められ、及び適用されるものをいう。）、「魚類」（加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。）、「漁獲」、「漁獲関連活動」、「違法な漁業」、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」等）について定義している。

2 目的（第二条）

この協定は、効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

3 適用（第三条）

締約国は、自国に入港を希望し、又は自国の港にある船舶であつて自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用すること等について定める。

- 4 国際法及び他の国際文書との関係（第四条）

この協定のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。
- 5 国内における統合及び調整（第五条）

締約国は、最大限可能な範囲で、漁業に関連する寄港国の措置を一層広範な寄港国による監督に関する制度と統合すること、自国の関連する当局の間で情報を交換し、及びこれらの当局の活動を調整するための措置をとること等を行う。
- 6 協力及び情報の交換（第六条）

締約国は、この協定の効果的な実施を促進するため、関係国、F A O等と協力し、及び情報の交換を行う。
- 7 港の指定（第七条）

締約国は、船舶が入港を要請することができる港を指定し、及び公表する。
- 8 入港のための事前の要請（第八条）

締約国は、船舶の入港を許可する前に、入港を希望する船舶に対し、最低限度の基準として附属書Aに規定する情報の提供を要求する。
- 9 入港、許可又は拒否（第九条）

締約国は、入港を希望する船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠を有する場合（特に、当該船舶がI U U船舶の一覧表に含まれている場合）には、当該船舶の入港を拒否する。
- 10 不可抗力又は遭難（第十条）

この協定のいかなる規定も、船舶が不可抗力又は遭難を理由として国際法に従って入港することに影響を及ぼすものではないこと等について定める。
- 11 港の使用（第十一条）

締約国は、入港した船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否する。

- 12 検査の水準及び優先事項（第十二条）

締約国は、この協定の目的を達成する上で十分な検査水準に達するために必要とされる数の船舶を検査する。締約国は、検査する船舶を決定するに当たり、IUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある船舶等を優先する。
- 13 検査の実施、検査の結果及びその送付（第十三条から第十五条まで）

検査の実施の手続、検査の結果の書面による報告に含める情報及び検査の結果の送付について定める。
- 14 情報の電子的な交換（第十六条）

締約国は、この協定の実施を促進するため、可能な場合には、情報の電子的な交換を認める連絡の仕組みを設置する。
- 15 検査官の訓練（第十七条）

締約国は、検査官を適切に訓練することを確保する。
- 16 検査の後の寄港国の措置（第十八条）

締約国は、検査の後に、船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否すること等を行う。
- 17 寄港国における訴えに関する情報（第十九条）

締約国は、関連する情報が公衆により入手可能であることを維持し、書面による要請により、船舶の所有者等に対し、当該締約国がとった寄港国の措置に関する訴えで当該締約国の国内法令によって定められるものについての情報を提供する。
- 18 旗国の役割（第二十条）

締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要求すること、当該船舶がIUU漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの十分な証拠がある場合には、自国の法令に従って遅滞なく取締りを行うこと等を定める。
- 19 開発途上国の要請（第二十一条）

締約国は、この協定に合致する寄港国の措置を実施することに関し、開発途上にある締約国の特別な要請を十分に認識すること等について定める。

20 紛争の平和的解決（第二十二条）

この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争の解決について定める。

21 非締約国（第二十三条）

締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となること並びにこの協定に合致するように法令を制定し、及び措置をとることを奨励する。

22 監視、検討及び評価（第二十四条）

締約国は、F A O等の枠組みにおいて、この協定の実施に関する監視、検討及び評価を行う。F A Oは、この協定の効力発生の四年後に、この協定の実効性について検討し、及び評価するための締約国の会合を招集する。

23 最終規定（第二十五条から第三十七条まで）

この協定の署名、加入、効力発生、脱退等について定める。

24 附属書

- (1) 入港することを要請する船舶が事前に提供する情報に関する最低限度の基準について定める（附属書A）。
- (2) 寄港国による検査手続に関する最低限度の基準について定める（附属書B）。
- (3) 検査の結果の報告書に含める情報に関する最低限度の基準について定める（附属書C）。
- (4) 寄港国の措置に関する情報の電子的な交換のための情報システムについて定める（附属書D）。
- (5) 検査官の訓練のための指針について定める（附属書E）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成二十一年十一月二十二日 ローマにおいて採択

2 効力発生 平成二十八年六月五日

3 署名国 二十二箇国及び欧州連合

アンゴラ、オーストラリア、ベナン、ブラジル、カナダ、チリ、フランス、ガボン、ガーナ、アイスランド、インドネシア、ケニア、モザンビーク、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ロシア、サモア、シエラレオネ、トルコ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、欧州連合

4 締約国 平成二十九年二月一日現在 四十一箇国及び欧州連合

オーストラリア、バハマ、バルバドス、カーボヴェルデ、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、フランス、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ギニア、ガイアナ、アイスランド、インドネシア、大韓民国、モリタニア、モリシヤス、モザンビーク、ミャンマー、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セーシェル、ソマリア、南アフリカ共和国、スリランカ、スーダン、タイ、トーゴ、トンガ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、欧州連合